

長崎市中央卸売市場業務条例第52条の2の規定により、次のとおり売買取引の条件を公表いたします。

## 卸売業者名 長崎でじま青果株式会社

### 1 営業日及び営業時間

(1) 営業日 開設者が定める開場日とします。

日曜日、水曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで(以下「休日」という。)を除き毎日開場するものとする。ただし、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

※市場カレンダー参照 (<http://www.nagasaki-ichiba.jp/about/calendar/>)

(2) 営業時間

ア 荷受の対応時間 24時間

但し、休市日の前日午後2時から休市日の午後2時までを除く

イ 会計窓口支払い時間 営業日の午前7時より午後2時30分まで

但し、銀行休業日(土、日、祭日)を除く

ウ 2階事務所の営業時間 営業日の午前7時より午後3時30分まで

### 2 取扱品目

野菜、果実及びこれらの加工品並びにうずらの卵、青果物の缶詰及び青果物の瓶詰他とします。

### 3 生鮮食料品等の引渡しの方法

(1) 委託物品の引渡しの方法

委託者は、弊社に対する委託物品の引き渡しをすべて市場内の卸売場で行うこととします。ただし、市場外にある物品の卸売を行う場合には、当該場所で引き渡しを行うこととします。

(2) せり売り物品の引渡しの方法

せり売りでは卸売場でせり落とし後に当該物品に売渡し先買受人番号を容器または荷渡札に記載したことを持って引渡しとします。但し、果実部は荷渡札の記載事項を弊社が確認した後に引渡しとします。

(3) 相対売り物品の引渡しの方法

相対売りでは、買受人に手渡しまたは、買受人の指定した場所に当該物品を移動後引渡しとします。

### 4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(1) 委託手数料

弊社が委託者から收受する委託手数料は、卸売金額から消費税額及び地方消費税額を除いた額に、野菜及びその加工品は100分の8.5、果実及びその加工品は100分の7.0、規則第3条第1項で定めるその他の食料品は100分の5.5を乗じた額に100分の110を乗じた額とします。

### 5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

弊社から卸売を受けた者は、弊社から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を支払います。

ただし、弊社との特約がある場合には、その特約に定める期日までに支払います。

(2) 支払方法

送金とします。

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

出荷奨励金・完納奨励金の交付については、「出荷奨励金の交付要領」並びに「完納奨励金の交付要領」の規定を定めております。

※交付要領は、事務所に掲示しています。